

令和7年度宿泊施設サステナビリティ強化支援事業に関する交付規程

令和7年3月17日

一部改正 令和7年7月14日

発行人 令和7年度宿泊施設サステナビリティ強化支援事務局

(通則)

第1条 地域における受入環境整備促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱（観産第508号。以下「要綱」という。）の定めによるほか、本規程の定めによるものとする。

2 本規程は、要綱第24条第1項の規定に基づき、株式会社博報堂が、令和7年度宿泊施設サステナビリティ強化支援事務局（以下「事務局」という。）を設置して行う本補助金の交付手続等を定め、その業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第2条 令和7年度宿泊施設サステナビリティ強化支援事業を実施する民間団体等（以下「補助事業者」という。）の必要とする経費のうち、補助金交付の対象として事務局が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に事務局が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、事務局が定める方法により申請を行わなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時

において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定の通知）

第4条 事務局は、前条第1項の規定による申請があった場合には、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 前条第1項の規定による申請が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 事務局は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 事務局は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第5条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に事務局に様式第3による交付申請取下げ届出書をもって申し出なければならない。

（補助事業の経理等）

第6条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（交付決定の変更等の申請）

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による計画変更承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除くが、軽微な変更に該当するかは事務局にて判断するものとし、補助事業者はあらかじめ事務局に相談すること。

（ア） 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

（イ） 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

二 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(交付決定の変更及び通知)

第 8 条 事務局は、前条に基づく様式第 4 による計画変更承認申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第 5 による変更通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 事務局は、前項の交付決定の変更に際して、必要な条件を附することができる。

(契約等)

第 9 条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、事務局に届け出なければならない。

3 補助事業者は、前 2 項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 補助事業者は、第 1 項又は第 2 項の契約（契約金額 1 0 0 万円未満のものを除く）に当たり、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 事務局は補助事業者が前項本文の規定に違反して国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求められることができるものとし、補助事業者は事務局から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前 5 項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、もしくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第 1 0 条 補助事業者は、第 4 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を事務局の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 0 5 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 2 5 年政令 3 5 0 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 事務局が第14条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が事務局に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が事務局に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

一 事務局は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

三 事務局は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、事務局が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に基づき、事務局が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による事故報告書を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、事務局の要求があったときは速やかに様式第7による実施状況報告書を事務局に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は事務局が定める事業完了期限日のいずれか早い日までに、様式第8による実績報告書を事務局に提出しなければならない。

2 事務局は、補助事業者が第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない

場合に、期限について猶予することができる。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 事務局は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第7条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9による補助金に係る額の確定通知書を補助事業者へ通知する。

2 事務局は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第15条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第10による補助金精算払請求書を事務局へ提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11による消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書を速やかに事務局へ報告しなければならない。

2 事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第14条の第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第17条 事務局は、第7条第1項の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助事業者が、法令、要綱、本規程又は法令、要綱若しくは本規程に基づく事務局の処分若しくは指示に従わない場合

- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - 五 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 事務局は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 事務局は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命じることができる。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。
- 5 第1項第1号から第3号に該当し、不正受給が発覚した場合は、国土交通大臣及び事務局は、補助事業者等の名称及び不正の内容等を公表することができる。

(財産の管理等)

- 第18条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第12による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第13条第1項に定める実績報告書に様式第12による取得財産等管理台帳を添付の上、提出しなければならない。
- 4 事務局は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を事務局に返還させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第19条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき事務局が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、機器、及びその他の財産とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、国土交通大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第13による財産処分承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事務局が別に認める場合は、この

限りでない。

4 事務局は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を事務局に納付させることがある。

5 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（情報管理及び秘密保持）

第20条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段指示がないときは、情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第21条 補助事業者は、別紙記載の「暴力団排除に関する誓約事項」について補助金の交付申請前に確認しなければならず、様式第1による補助金交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第22条 補助対象事業者は、第3条第1項に基づく交付の申請、第5条の規定に基づく申請の取下げ、第8条の規定に基づく交付決定の変更の申請、第9条第2項の規定に基づく届出、第11条の規定に基づく事故報告、第12条の規定に基づく状況報告、第13条の規定に基づく実績報告、第15条第2項の規定に基づく支払請求、第16条第1項の規定に基づく消費税仕入控除税額の確定に伴う報告、第19条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請又は第24条第2項の規定に基づく改善報告（以下「申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき事務局が定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第23条 事務局は、前条の規定により行われた申請等に係る第4条第1項の規定に基づく通知、第7条第1項の規定に基づく承認、第8条第1項の規定に基づく通知、第9条第5項

の規定に基づく要求、第 11 条の規定に基づく指示、第 12 の規定に基づく要求、第 14 条第 1 項の規定に基づく通知、同条第 2 項の規定に基づく返還命令、第 16 条第 2 項の規定に基づく返還命令、第 17 条第 1 項の規定に基づく取消し、同条第 2 項の規定に基づく返還命令、同条第 3 項の規定に基づく納付命令、第 18 条第 4 項の規定に基づく納付命令、第 19 条第 3 項の規定に基づく承認、第 24 条第 1 項の規定に基づく命令又は同条第 2 項の規定に基づく指示について（以下「通知等」という。）、補助対象事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- （是正のための措置及び立入検査）
- 第 24 条 事務局は、補助事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を執るべきことを補助事業者に命ずることができる。
- 2 補助事業者は、前項の命令を受けた場合において事務局から指示があったときは、事務局が定める方法により改善報告を提出しなければならない。
- 3 事務局は、補助事業の適切な遂行を確保するため、必要があるときは、補助事業者に対し、事務局の指定する者により補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。この場合において、補助事業者は協力するものとする。

附則

- 1 この交付規程は、令和 7 年 3 月 17 日以降から適用する。
- 2 この交付規程は、令和 7 年 7 月 14 日以降から適用する。

別表 1
令和 7 年度宿泊施設サステナビリティ強化支援事業

補助金の名称	補助事業		補助率
	補助対象経費の区分	内容	
令和 7 年度 宿泊施設サステナビリティ強化支援事業	令和 7 年度宿泊施設サステナビリティ強化支援事業	宿泊事業者が実施する省エネ対策に必要なとなる設備、機器等の導入に要する経費の一部を助成する事業に要する経費	1／2 上限：1,000 万円

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。